

## 大分県保育所等 ICT 化推進事業実施要領

### 第1 趣旨

知事は、保育士の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備するため、保育現場の働き方改革を後押しする保育業務の ICT 化に対して、支援する。

### 第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、保育所や幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行なう事業所(以下、「保育所等」という。)のいずれかを運営し、かつ、保育現場の働き方改革実践支援に係るモデル園として働き方改革に取り組む者または大分県保育現場の ICT 活用研修を受講した者を原則とする。また、事業の実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

### 第3 事業の内容

本事業は、保育所等における保育士の負担軽減を図るため、業務改善につながる支援システムの導入や改修に必要な費用の補助(システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む)の一部を1施設1回に限り補助する。

システム例：保育に関する計画・記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能、職員の勤務シフトの作成機能 など

### 第4 助成措置

知事は予算の範囲内において、事業者が実施する事業に要する経費の一部を補助する。

### 第5 留意事項

- (1) 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、事業実施主体に発表させることができる。
- (2) システムの導入にあたり、国の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象として含まないものとする。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、令和元年8月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

- 3 この要領は、令和4年12月1日から適用する。
- 4 この要領は、令和5年12月1日から適用する。